

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電話 (075) 441-3155

目 次

| | | |
|---------------------------|-----------|-----|
| 告 示 | | |
| ○落札者の決定 | (水産事務所) | 613 |
| ○公共測量の実施 | (用地課) | 614 |
| 公 告 | | |
| ○令和6年度砂利採取業務主任者試験の実施 | (産業立地課) | 〃 |
| ○保安林の指定施業要件の変更予定の通知の公告 | (京都林務事務所) | 〃 |
| ○都市計画法に基づく工事完了 | (乙訓土木事務所) | 615 |
| 教 育 委 員 会 | | |
| ○令和7年度京都府立中学校第1学年生徒募集定員 | | 〃 |
| ○通学区域の調整(京都府立高等学校) | | 616 |
| ○令和7年度京都府立高等学校第1学年生徒募集定員 | | 616 |
| ○落札者の決定 | | 624 |
| ○随意契約の相手方の決定 | | 〃 |
| ○令和7年度京都市立高等学校第1学年生徒募集定員等 | | 625 |
| ○令和7年度京都府立中学校入学者選抜要項 | | 626 |
| ○令和7年度京都府公立高等学校入学者選抜要項 | | 〃 |
| 公 安 委 員 会 | | |
| ○平成6年京都府公安委員会告示第62号等の一部改正 | | 627 |
| ○昭和55年京都府公安委員会告示第71号の廃止 | | 631 |

告 示

京都府告示第440号

落札者を次のとおり決定した。

令和6年8月30日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 業務の名称及び数量
京都府漁業巡視艇「らくよう」定期検査(船体)一式
- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府水産事務所
宮津市字小田宿野1029の3
- (3) 落札決定日
令和6年7月30日
- (4) 落札者の名称及び所在地
サンセイ株式会社下関工場
下関市彦島本村町三丁目5番1号
- (5) 落札金額
32,780,000円
- (6) 契約の方法

- 一般競争入札
- (7) 入札公告日
令和6年5月31日
- 2(1) 業務の名称及び数量
京都府漁業巡視艇「らくよう」定期検査(機関)一式
- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府水産事務所
宮津市字小田宿野1029の3
- (3) 落札決定日
令和6年7月30日
- (4) 落札者の名称及び所在地
株式会社大東工作所
神戸市兵庫区出在家町二丁目6番2号
- (5) 落札金額
97,680,000円
- (6) 契約の方法
一般競争入札
- (7) 入札公告日
令和6年5月31日

京都府告示第441号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である京都府中丹広域振興局長から通知があった。

令和6年8月30日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 測量の地域
綾部市位田町地内
- 2 測量の期間
令和6年7月8日から令和7年3月31日まで
- 3 測量の種類
公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び確定測量）

公 告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、令和6年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和6年8月30日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 試験日時
令和6年11月8日（金）午前10時から正午まで
- 2 試験場所
京都経済センター 6階 6-D
（京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地）
- 3 試験方法
選択式筆記試験
- 4 試験科目
 - (1) 砂利の採取に関する法令
 - (2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）
- 5 受験手続
 - (1) 提出書類等
 - ア 受験願書
 - イ 写真（受験願書提出前6箇月以内に撮影した正面・上半身・無帽、無背景のもので、縦6センチメートル、横4センチメートルのもの）
※ 写真裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載すること。
 - ウ 受験手数料
7,750円（所定の額の京都府納付済証を受験願書に貼付すること。）

(2) 受付期間

令和6年9月20日（金）から令和6年10月4日（金）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

なお、郵送の場合は、令和6年10月4日（金）までの消印があるものに限り受け付ける。

(3) 提出先

京都府商工労働観光部産業立地課又は京都府各広域振興局農林商工部農商工連携・推進課

(4) 問合せ先

ア 京都府商工労働観光部産業立地課（電話（075）414-4848（直通））

イ 京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課（電話（0774）21-2103（直通））

ウ 京都府南丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課（電話（0771）23-4438（直通））

エ 京都府中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課（電話（0773）62-2506（直通））

オ 京都府丹後広域振興局農林商工部農商工連携・推進課（電話（0772）62-4304（直通））

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知をする相手方の所在が不分明のため、同法第189条の規定により、その通知の内容を京都市役所に掲示し、その要旨を次のとおり公告する。

令和6年8月30日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 通知の相手方の登記簿記載の住所及び氏名
住所の記載なし
藤野 宗次郎
住所の記載なし
吉田 良三
住所の記載なし
藤野 卓尔
住所の記載なし
藤野 亦造
住所の記載なし
藤野 善三郎
住所の記載なし
藤野 佐吉
住所の記載なし
藤野 岩次郎
住所の記載なし
藤野 久治郎
住所の記載なし

藤野 栄太郎
住所の記載なし
藤野 宇之佐
住所の記載なし
藤野 紋太郎
住所の記載なし
梶谷 友吉
住所の記載なし
辻 鉄治郎
住所の記載なし
米田 松之助
住所の記載なし
米田 廣三郎
住所の記載なし
橋爪 常造
住所の記載なし
橋爪 治良
住所の記載なし
藤野 三太郎
住所の記載なし
横屋 留吉
住所の記載なし
梶谷 竹治郎
住所の記載なし
北小路 菊之助
住所の記載なし
北小路 藤次郎
住所の記載なし
北小路 清三郎
住所の記載なし
北小路 鹿之助
住所の記載なし
糴谷 政治郎
住所の記載なし
橋爪 馬造
住所の記載なし
米田 要之助
住所の記載なし
米田 捨吉
住所の記載なし
胡麻 栄治郎
住所の記載なし
橋爪 定治
住所の記載なし
北小路 鶴之助
住所の記載なし
胡麻 栄次郎

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
- (2) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、指定された目的及び指定施業要件については、令和6年京都府告示第343号による。



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和6年8月30日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
向日市鶏冠井町石橋19
（関連区域）
向日市鶏冠井町石橋19の1の一部、19の2の一部、19の4の一部、19の6、市有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称
京都市中京区二条通烏丸西入東玉屋町498
ナカライテスク株式会社

教 育 委 員 会

京都府教育委員会告示第9号

京都府立学校の管理運営に関する規則（昭和62年京都府教育委員会規則第8号）第32条の規定により、令和7年度京都府立中学校第1学年生徒募集定員を定める。

令和6年8月30日

京都府教育委員会

教育長 前 川 明 範

中学校の募集定員

(単位 人)

| 中 学 校 名 | 募集定員 |
|------------------|------|
| 京都府立洛北高等学校附属中学校 | 80 |
| 京都府立南陽高等学校附属中学校 | 40 |
| 京都府立園部高等学校附属中学校 | 40 |
| 京都府立福知山高等学校附属中学校 | 40 |



京都府教育委員会告示第10号

京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則（昭和59年京都府教育委員会規則第14号）第2条第3項の規定により、次のとおり通学区域の調整を行い、令和7年度第1学年入学者に適用する。

令和6年8月30日

京都府教育委員会
教育長 前川 明 範

| | | | |
|-------------------------------------|--------------|-----|-------|
| 京都市・乙訓通学圏 | 京都府立北桑田高等学校 | 普通科 | 12人以内 |
| | 京都府立東宇治高等学校 | 普通科 | 24人以内 |
| 府の区域の全部（京都府立洛北高等学校（普通科）の通学区域を除く。） | 京都府立洛北高等学校 | 普通科 | 80人以内 |
| 府の区域の全部（京都府立城南菱創高等学校（普通科）の通学区域を除く。） | 京都府立城南菱創高等学校 | 普通科 | 80人以内 |

| 調整の対象となる通学区域 | 高等学校名 | 学科及び人数 |
|---|-------------|---------------------|
| 京都市・乙訓通学圏、山城通学圏及び口丹通学圏 | 京都府立綾部高等学校 | 普通科(スポーツ総合専攻) 20人以内 |
| 京都市・乙訓通学圏、口丹通学圏、中丹通学圏及び丹後通学圏 | 京都府立西城陽高等学校 | 普通科(スポーツ総合専攻) 20人以内 |
| | 京都府立久御山高等学校 | 普通科(スポーツ総合専攻) 20人以内 |
| 府の区域の全部（京都府立洛北高等学校（普通科（スポーツ総合専攻））、京都府立鳥羽高等学校（普通科（スポーツ総合専攻））及び京都府立亀岡高等学校（普通科（美術・工芸専攻））の通学区域を除く。） | 京都府立洛北高等学校 | 普通科(スポーツ総合専攻) 20人以内 |
| | 京都府立鳥羽高等学校 | 普通科(スポーツ総合専攻) 20人以内 |
| | 京都府立亀岡高等学校 | 普通科(美術・工芸専攻) 15人以内 |



京都府教育委員会告示第11号

京都府立学校の管理運営に関する規則（昭和62年京都府教育委員会規則第8号）第32条の規定により、令和7年度京都府立高等学校第1学年生徒募集定員を別表のとおり定める。

令和6年8月30日

京都府教育委員会
教育長 前川 明 範

別表

- 1 全日制の課程の募集定員
 - (1) 全日制の課程（単位制による課程を除く。）
 - ア 普通科

(単位 人)

(単位 人)

| 通学圏名 | 高等学校名 | 募集定員 |
|------|-------|------|
| | 鴨 沂 | 240 |
| | 北 稜 | 240 |
| | 朱 雀 | 200 |
| | 洛 東 | 240 |
| | 嵯 峨 野 | 120 |

| 通学圏名 | 高等学校名 | 募集定員 |
|------|-------|------|
| 山城 | 東 宇 治 | 240 |
| | 菟 道 | 240 |
| | 城 陽 | 280 |
| | 西 城 陽 | 240 |
| | 久 御 山 | 200 |

| | | | | | |
|----------------------------|-------|-----|--------|-------|-----|
| 京 都 市 ・ 乙 訓 | 北 嵯 峨 | 280 | 口 丹 | 田 辺 | 160 |
| | 桂 | 280 | | 木 津 | 160 |
| | 洛 西 | 280 | | 南 陽 | 160 |
| | 桃 山 | 280 | | 北 桑 田 | 60 |
| | 東 稜 | 200 | | 園 部 | 120 |
| | 洛 水 | 160 | | 須 知 | 60 |
| | 向 陽 | 200 | | 綾 部 | 180 |
| | 乙 訓 | 200 | | 福 知 山 | 160 |
| | 西 乙 訓 | 160 | | 東 舞 鶴 | 120 |
| | | | 西 舞 鶴 | 160 | |
| | | | 丹 後 | 峰 山 | 160 |
| | | | 合 計 | 5,780 | |

- 備考1 東宇治高等学校の募集定員については、京都市・乙訓通学圏及び山城通学圏を併せた定員である。
 なお、京都市・乙訓通学圏から入学できる者は24人以内とし、前期選抜に志願する場合に限るものとする。
- 2 北桑田高等学校の募集定員については、京都市・乙訓通学圏及び口丹通学圏を併せた定員である。
 なお、京都市・乙訓通学圏から入学できる者は12人以内とし、前期選抜に志願する場合に限るものとする。
- 3 口丹通学圏、中丹通学圏及び丹後通学圏の高等学校にあっては、口丹通学圏、中丹通学圏及び丹後通学圏から当該高等学校の通学圏を除いた2通学圏から入学できる者は、それぞれ表示定員の100分の30以内とし、前期選抜に志願する場合に限るものとする。

イ 普通科（スポーツ総合専攻）

（単位 人）

| 通 学 圏 名 | 高 等 学 校 名 | 募 集 定 員 |
|------------|-----------|---------|
| 山 城 | 西 城 陽 | 40 |
| | 久 御 山 | 40 |
| 中 丹 丹 後 | 綾 部 | 40 |
| 合 計 | | 120 |

- 備考1 西城陽高等学校及び久御山高等学校の募集定員については、府の区域の全部を併せた定員であり、山城通学圏以外の通学圏から入学できる者は、それぞれ20人以内とする。
- 2 綾部高等学校の募集定員については、府の区域の全部を併せた定員であり、中丹通学圏及び丹後通学圏以外の通学圏から入学できる者は、20人以内とする。

ウ 普通科総合選択制

（単位 人）

| 通 学 圏 名 | 高 等 学 校 名 | 募 集 定 員 |
|---------|-----------|---------|
| 山 城 | 京 都 八 幡 | 160 |

エ 農業に関する学科

(単位 人)

| 高等学校名 (分校名) | 学科名 | 合 計 | 工 植 イ 物 ト ク 科 リ | ビ 園 ジ ネ ス 科 芸 | 園 シ ス テ 芸 科 ム | フ 京 オ レ ス ト 科 都 | ・ 農 業 学 科 群 (農 業 生 産 科 ・ 園 芸 技 術 科 ・ 環 境 創 造 科 | 食 品 科 学 科 | 農 芸 化 学 科 | 農 業 科 | 園 芸 科 |
|----------------|-----|--------|--------------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|--------------------------------------|--|-----------------------|-----------------------|-------------|-------------|
| 桂 | | 80 | 40 | 40 | | | | | | | |
| 木 津 | | 40 | | | 40 | | | | | | |
| 北 桑 田 | | 30 | | | | 30 | | | | | |
| 農 芸 | | 85 | | | | | 85 | | | | |
| 須 知 | | 30 | | | | | | 30 | | | |
| 綾 部 (東) | | 60 | | | | | | | 30 | (30) | (30) |
| 合 計 | | 325 | 40 | 40 | 40 | 30 | 85 | 30 | 30 | (30) | (30) |

備考1 農芸高等学校の農業生産科、園芸技術科及び環境創造科については、農業学科群での募集とする。

2 綾部高等学校の括弧内の募集定員については、農業科及び園芸科を併せた定員であり、それぞれの学科の定員は15人を標準とする。

オ 工業に関する学科

(単位 人)

| 高等学校名 | 学科名 | 合 計 | 工 学 探 究 科 | 機 械 技 術 科 | 電 気 技 術 科 | 自 動 車 科 | 機 械 工 学 科 | 技 ロ ボ ッ ト 科 | 電 気 工 学 科 | 環 境 工 学 科 | 情 報 工 学 科 | 機 械 創 造 科 |
|-------|-----|--------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------|-----------------------|----------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 田 辺 | | 130 | 40 | 30 | 30 | 30 | | | | | | |
| 工 業 | | 180 | | | | | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 | |
| 峰 山 | | 30 | | | | | | | | | | 30 |
| 合 計 | | 340 | 40 | 30 | 30 | 30 | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 | 30 |

カ 商業に関する学科

(単位 人)

| 高等学校名 | 学科名 | 合 計 | 商 業 学 科 群 (起 業 創 造 科 ・ 企 画 科 | 情 報 企 画 科 |
|-----------|-----|--------|---|-----------------------|
| 京 都 す ば る | | 200 | 200 | |
| 木 津 | | 40 | | 40 |
| 合 計 | | 240 | 200 | 40 |

備考 京都すばる高等学校の起業創造科及び企画科については、商業学科群での募集とする。

キ 水産に関する学科

(単位 人)

| | | |
|-------|---|------------------------------|
| 学科名 | | 海洋学科群 (海洋科学科・海洋工学科・海洋資源科) |
| 高等学校名 | | |
| 海 | 洋 | 85 |

備考 海洋科学科、海洋工学科及び海洋資源科については、海洋学科群での募集とする。

ク 情報に関する学科

(単位 人)

| | | |
|-------|--|-------|
| 学科名 | | 情報科学科 |
| 高等学校名 | | |
| 京都すばる | | 80 |

ケ 福祉に関する学科

(単位 人)

| | | |
|----------------|--|-------|
| 学科名 | | 介護福祉科 |
| 高等学校名 (分校名) | | |
| 京都八幡(南) | | 30 |

コ 体育に関する学科

(単位 人)

| | | |
|-------|---|---------------|
| 学科名 | | スポーツ 健康科学科 |
| 高等学校名 | | |
| 乙 | 訓 | 40 |

サ その他専門教育を施す学科

(単位 人)

| 高等学校名 (分校名) | 合 計 | 京都こすもす科 | | 自然 科学 科 | 人 間 科 学 科 | リ サ イ エ ン チ ン ス | 文 理 科 学 科 | 理 数 探 究 科 |
|----------------|--------|-----------------------|--|---------------|-----------------------|--------------------------------------|-----------------------|-----------------------|
| | | 系 自 然 科 学 | 学 統 人 間 科 学 系 統 ・ 自 然 科 学 系 統 共 修 科 | | | | | |
| 嵯 峨 野 | 200 | 80 | 120 | | | | | |
| 桃 山 | 80 | | | 80 | | | | |
| 京 都 八 幡 (南) | 30 | | | | 30 | | | |
| 南 陽 | 80 | | | | | 80 | | |
| 福 知 山 | 40 | | | | | | 40 | |
| 西 舞 鶴 | 40 | | | | | | | 40 |
| 合 計 | 470 | 80 | 120 | 80 | 30 | 80 | 40 | 40 |

備考 嵯峨野高等学校の人間科学系統・自然科学系統（共修）については、くくり募集とする。

(2) 単位制による全日制の課程

ア 普通科

(単位 人)

| 高等学校名 (学舎名) | 募集定員 |
|--------------|-------|
| 山 城 | 320 |
| 洛 北 | 160 |
| 鳥 羽 | 160 |
| 城 南 菱 創 | 160 |
| 亀 岡 | 200 |
| 宮津天橋 (宮津学舎) | 120 |
| 宮津天橋 (加悦谷学舎) | 80 |
| 丹後緑風 (網野学舎) | 66 |
| 合 計 | 1,266 |

備考1 洛北高等学校及び城南菱創高等学校の募集定員については、府の区域の全部を併せた定員であり、当該高等学校の普通科の通学区域以外から入学できる者は、それぞれ80人以内とする。

2 亀岡高等学校、宮津天橋高等学校及び丹後緑風高等学校については、京都市（京都京北小中学校の通学区域に限る。）、亀岡市、南丹市、京丹波町、綾部市、福知山市、舞鶴市、宮津市、京丹後市、伊根町及び与謝野町から当該高等学校の普通科の通学区域を除いた地域から入学できる者は、それぞれ表示定員の100分の30以内とし、前期選抜に志願する場合に限るものとする。

イ 普通科（スポーツ総合専攻）及び普通科（美術・工芸専攻）

（単位 人）

| 高等学校名 | 学科名 | 合 計 | 普通科 （スポーツ総合専攻） | 普通科 （美術・工芸専攻） |
|-------|-----|-----|-------------------|------------------|
| 洛 北 | | 40 | 40 | |
| 鳥 羽 | | 40 | 40 | |
| 亀 岡 | | 30 | | 30 |
| 合 計 | | 110 | 80 | 30 |

備考1 洛北高等学校及び鳥羽高等学校の募集定員については、府の区域の全部を併せた定員であり、当該高等学校の普通科（スポーツ総合専攻）の通学区域以外から入学できる者は、それぞれ20人以内とする。

2 亀岡高等学校の募集定員については、府の区域の全部を併せた定員であり、当該高等学校の普通科（美術・工芸専攻）の通学区域以外から入学できる者は、15人以内とする。

ウ 農業に関する学科

（単位 人）

| 高等学校名 （学舎名） | 学科名 | |
|----------------|-----------|----|
| 丹後緑風（久美浜学舎） | アグリサイエンス科 | 30 |

エ 工業に関する学科

（単位 人）

| 高等学校名 （学舎名） | 学科名 | |
|----------------|-----|----|
| 宮津天橋（宮津学舎） | 建築科 | 25 |

オ 商業に関する学科

（単位 人）

| 高等学校名 （学舎名） | 学科名 | |
|----------------|-------|----|
| 丹後緑風（網野学舎） | 企画経営科 | 24 |

カ その他専門教育を施す学科

(単位 人)

| 高等学校名 (学舎名) | 合 計 | 文 理 総 合 科 | グ ロ ー バ ル 科 | 教養科学科 | | 探 究 文 理 科 | ク リ エ イ ト 科 |
|----------------|--------|-----------------------|----------------------------|-----------------------|--------------------------------------|-----------------------|----------------------------|
| | | | | 統 合 科 学 系 | 人 文 ・ 社 会 科 学 系 | | |
| 山 城 | 40 | 40 | | | | | |
| 鳥 羽 | 80 | | 80 | | | | |
| 城 南 菱 創 | 80 | | | | 80 | | |
| 亀 岡 | 40 | | | | | 40 | |
| 丹後緑風 (久美浜学舎) | 20 | | | | | | 20 |
| 合 計 | 260 | 40 | 80 | | 80 | 40 | 20 |

備考 城南菱創高等学校の人文・社会科学系統及び自然科学系統については、くくり募集とする。

キ 総合学科

(単位 人)

| 高等学校名 | 学 科 名 | 合 計 | 総 合 学 科 | 地 域 創 生 科 |
|-------|-------------|--------|------------------|-----------------------|
| 南 丹 | | 170 | 170 | |
| 大 江 | | 90 | | 90 |
| 合 計 | | 260 | 170 | 90 |

2 定時制の課程の募集定員

(1) 定時制の課程 (単位制による課程を除く。)

ア 昼間

(単位 人)

| 高等学校名 | 分校名 | 募集定員 | 学科名 |
|-------|-----|------|---------|
| 北 桑 田 | 美 山 | 40 | 農業科・家政科 |
| 福 知 山 | 三 和 | 40 | 農業科・家政科 |
| 合 計 | | 80 | |

備考 北桑田高等学校及び福知山高等学校の募集定員については、農業科及び家政科を併せた定員であり、それぞれの学科の定員は20人を標準とする。

イ 夜間

(単位 人)

| 高等学校名 | 分校名 | 募集定員 | 学科名 |
|-------|-----|------|-----|
| 綾 部 | 東 | 40 | 普通科 |
| 東 舞 鶴 | 浮 島 | 40 | |
| 合 計 | | 80 | |

(2) 単位制による定時制の課程

ア 昼間 (二部制)

(単位 人)

| 高等学校名 | コース名 | 募集定員 | 学科名 |
|-------|------|------|-----|
| 清 明 | 午 前 | 120 | 普通科 |
| | 午 後 | | |

備考 募集定員については、午前コース及び午後コースを併せた定員であり、午前コースは60人から90人、午後コースは30人から60人とする。

イ 昼間

(単位 人)

| 高等学校名 | 募集定員 | 学科名 |
|-------|------|------|
| 清 新 | 90 | 総合学科 |

ウ 夜間

(単位 人)

| 高等学校名 | 学科名 | 合 計 | 学科名 | |
|-------|-----|-----|-----|-----|
| | | | 普通科 | 商業科 |
| 朱 雀 | | 90 | 90 | |
| 鳥 羽 | | 90 | 90 | |
| 桃 山 | | 90 | 60 | 30 |
| 合 計 | | 270 | 240 | 30 |

3 通信制の課程の募集定員

単位制による通信制の課程

(単位 人)

| 高等学校名 | 募集定員 | 学科名 |
|-------|------|-----|
| 朱 雀 | 160 | 普通科 |
| 西 舞 鶴 | 120 | |
| 合 計 | 280 | |

京都府教育委員会教育長告示第8号

落札者を次のとおり決定した。

令和6年8月30日

京都府教育委員会
教育長 前 川 明 範

- 1(1) 業務の名称及び数量
京都府立向日が丘支援学校スクールバス運行業務一式
- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府立向日が丘支援学校事務部
長岡京市今里南平尾8番地1
- (3) 落札決定日
令和6年7月23日
- (4) 落札者の名称及び所在地
株式会社ジャパン・リリーフ関西京都支店
京都市下京区立売中之町99番地
- (5) 落札金額
67,691,580円
- (6) 契約の方法
一般競争入札
- (7) 入札公告日
令和6年6月11日
- 2(1) 業務の名称及び数量
京都府立丹波支援学校スクールバス運行業務一式
- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府立丹波支援学校事務部
南丹市八木町柴山坊田118番地
- (3) 落札決定日
令和6年7月23日
- (4) 落札者の名称及び所在地
京都タクシー株式会社
亀岡市余部町大塚24番地の1
- (5) 落札金額
170,038,000円
- (6) 契約の方法
一般競争入札
- (7) 入札公告日
令和6年6月11日
- 3(1) 業務の名称及び数量
京都府立与謝の海支援学校スクールバス運行業務一式

- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府立与謝の海支援学校事務部
与謝郡与謝野町字男山945番地
- (3) 落札決定日
令和6年7月24日
- (4) 落札者の名称及び所在地
有限会社チームワーク
福知山市字大門1399番地の2
- (5) 落札金額
66,222,640円
- (6) 契約の方法
一般競争入札
- (7) 入札公告日
令和6年6月11日

京都府教育委員会教育長告示第9号

随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和6年8月30日

京都府教育委員会
教育長 前 川 明 範

- 1 契約の内容及び数量
京都府立中丹支援学校スクールバス運行業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府立中丹支援学校事務部
福知山市大字私市小字打溝8番地
- 3 契約日
令和6年8月1日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
有限会社チームワーク
福知山市字大門1399番地の2
- 5 契約金額
56,498,750円
- 6 契約の方法
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号

京都市教育委員会から、令和7年度第1学年入学者に適用する通学区域の調整及び令和7年度京都市立高等学校第1学年生徒募集定員を次のように決定した旨通知があった。

令和6年8月30日

京都府教育委員会
教育長 前 川 明 範

1 通学区域の調整

| 調整の対象となる通学区域 | 高等学校名 | 学科及び人数 |
|--|--------------|-------------------|
| 京都市（右京区役所京北出張所の所管区域内に限る。）、宇治市、城陽市、八幡市（八幡長町、八幡樋ノ口及び川口高原を除く。）、京田辺市、木津川市、久御山町（大橋辺を除く。）、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、亀岡市、南丹市及び京丹波町 | 京都市立日吉ヶ丘高等学校 | 普通科（単位制） 20人以内 |
| 京都市（右京区役所京北出張所の所管区域内に限る。）、宇治市、城陽市、八幡市（八幡長町、八幡樋ノ口及び川口高原を除く。）、京田辺市、木津川市、久御山町（大橋辺を除く。）、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、亀岡市、南丹市及び京丹波町 | 京都市立紫野高等学校 | アカデミア科 20人以内 |

2 募集定員

(1) 全日制課程

(単位 人)

| 高等学校名 | 設置学科 合計 | 普通教育を主とする学科 | | 専門教育を主とする学科 | | | | | | | | | |
|--------|------------|-------------|--------------|-------------|----------|----------|--------------|------------------------|------------------------|-----|-------|--------|---------------|
| | | 普通科 | その他普通教育を施す学科 | 工業に関する学科 | 音楽に関する学科 | 美術に関する学科 | その他専門教育を施す学科 | | | | | | |
| | | | | | | | ンルミノベーション科 | プロジェクト工学科 (ものづくり分野) | プロジェクト工学科 (まちづくり分野) | 音楽科 | 美術工芸科 | エンタプライ | 数科 フロンティア理 |
| 西 京 | 160 | | | | | | | | 160 | | | | |
| 美術工芸 | 90 | | | | | | 90 | | | | | | |
| 京都堀川音楽 | 40 | | | | 40 | | | | | | | | |
| 京都工学院 | 240 | | | 108 | 72 | | | | 60 | | | | |
| 堀 川 | 240 | 80 | | | | | | | | | 160 | | |
| 日吉ヶ丘 | 240 | 240 | | | | | | | | | | | |
| 紫 野 | 280 | 200 | | | | | | | | | | 80 | |
| 開 建 | 240 | | 240 | | | | | | | | | | |
| 合 計 | 1,530 | 520 | 240 | 108 | 72 | 40 | 90 | 160 | 60 | 160 | 80 | | |

備考1 西京高等学校の募集定員には、西京高等学校附属中学校からの内部進学者数は含まない。

2 堀川高等学校の人間探究科及び自然探究科については、探究学科群での募集とする。

3 日吉ヶ丘高等学校は、単位制による全日制課程である。

(2) 定時制課程

(単位 人)

| 高等学校名 | 合計 | 設置学科 |
|--------|----|--------|
| 京都 奏 和 | 80 | 普通科 80 |
| 合 計 | 80 | |

備考 京都奏和高等学校は、単位制による定時制課程である。



令和7年度京都府立中学校入学者選抜要項を定めたので、次のとおり縦覧に供する。

令和6年8月30日

京都府教育委員会
教育長 前 川 明 範

- 1 令和7年度京都府立中学校入学者選抜要項において定めた事項
 - (1) 志願者の資格
 - (2) 入学者の募集
 - (3) 通学区域
 - (4) 出願の要領
 - (5) 入学者の選抜
 - (6) 適性をみる検査結果の開示
 - (7) 保護者届及び住所等に関する届並びに府外居住者が入学志願するための許可申請手続(特別事情具申)
 - (8) 入学予定者の決定後の処理
 - (9) その他
- 2 縦覧場所等
京都府教育庁指導部高校改革推進室において縦覧に供するほか、京都府教育委員会のホームページ(<https://www.kyoto-be.ne.jp/>)上に掲示する。
- 3 縦覧期間
令和6年8月30日から令和7年3月31日まで



令和7年度京都府公立高等学校入学者選抜要項を定めたので、次のとおり縦覧に供する。

令和6年8月30日

京都府教育委員会
教育長 前 川 明 範

- 1 令和7年度京都府公立高等学校入学者選抜要項において定めた事項
 - (1) 志願者の資格
 - (2) 高等学校入学者の募集及び通学区域
 - (3) 入学者選抜の種類と学力検査
 - (4) 出願の要領(全日制・定時制共通)
 - (5) 前期選抜(全日制・定時制共通)
 - (6) 特別入学者選抜
 - (7) 中期選抜(全日制・定時制共通)
 - (8) 後期選抜(全日制・定時制共通)
 - (9) 通信制
 - (10) 合格者発表後の処理
 - (11) 前期選抜、特別入学者選抜及び中期選抜の学力検査(追検査を含む。)得点の開示(全日制・定時制共通)
 - (12) 保護者届及び住所等に関する届並びに通学区域外就学許可申請等を必要とする者の手続(特別事情具申)(全日制)
- 2 縦覧場所等
京都府教育庁指導部高校改革推進室において縦覧に供するほか、京都府教育委員会のホームページ(<https://www.kyoto-be.ne.jp/>)上に掲示する。
- 3 縦覧期間
令和6年8月30日から令和7年3月31日まで

公 安 委 員 会

京都府公安委員会告示第152号

平成6年京都府公安委員会告示第62号等の一部を次のように改正する。

令和6年8月30日

京都府公安委員会
委員長 増 田 壽 幸

1 平成6年京都府公安委員会告示第62号の一部を次のように改正する。

1の表中

| | | | |
|-----------------------------------|---|-----------------------------------|----|
| 京都市左京区岡崎徳成町1番地 京都府川端警察署 | を | 京都市上京区御前通今小路下る馬喰町692番地の1 京都府上京警察署 | に、 |
| 京都市上京区御前通今小路下る馬喰町692番地の1 京都府上京警察署 | | 京都市上京区御前通今小路下る馬喰町692番地の1 京都府上京警察署 | |
| 京都市東山区清水四丁目185番地の6 京都府東山警察署 | | | |

| | | | |
|---------------------------------|---|---------------------------------|----|
| 京都市下京区烏丸通高辻上る大政所町682番地 京都府下京警察署 | を | 京都市下京区烏丸通高辻上る大政所町682番地 京都府下京警察署 | に、 |
| 京都市左京区田中馬場町6番地 京都府下鴨警察署 | | | |

| | | |
|--|---------------------------------------|---|
| (17) 法第107条の7第3項の規定による国外運転免許証の交付に係る事務 | 舞鶴市字南田辺9番地 京都府舞鶴警察署 | を |
| (18) 法第97条の2第1項第3号イ若しくはロ、第101条の4第2項又は第101条の7第3項の規定による認知機能検査の実施(結果の判定を除く。)に係る事務 | 京都市伏見区淀樋爪町634番2、634番4 京都府交通安全協会自動車練習場 | |
| (19) 法第97条の2第1項第3号イ若しくはハ又は第101条の4第3項の規定による運転技能検査の実施に係る事務 | | |

| | | |
|---------------------------------------|---------------------|-------|
| (17) 法第107条の7第3項の規定による国外運転免許証の交付に係る事務 | 舞鶴市字南田辺9番地 京都府舞鶴警察署 | に改める。 |
|---------------------------------------|---------------------|-------|

2の表を次のように改める。

2 指定自動車教習所に委託する事務

| 名称、住所及び代表者の氏名 | 委託に係る免許関係事務の内容 | 免許関係事務を処理する場所 |
|--|---|-----------------------------|
| 株式会社光悦自動車教習所 京都市北区大宮玄塚南町25番地 居 相 英 児 | (1) 法第89条の規定による仮運転免許の申請の受理に係る事務 | 京都市北区大宮玄塚南町25番地の18 光悦自動車教習所 |
| 株式会社長岡自動車教習所 長岡京市開田4丁目6番16号 稲 生 隆 司 | (2) 法第92条第1項の規定による仮運転免許証の交付に係る事務 | 長岡京市開田4丁目6番16号 長岡自動車教習所 |
| 株式会社勝英自動車学校 東京都豊島区南大塚三丁目46番3号 吉 村 武 司 | (3) 法第93条第1項の規定による仮運転免許証の記載事項に係る事務 | 京都市右京区常盤東ノ町26番地 太秦自動車教習所 |
| 株式会社二条自動車教習所 京都市中京区西ノ京内畑町34番地 西 田 康 郎 | (4) 法第94条第1項の規定による仮運転免許証の記載事項変更届出の受理に係る事務 | 京都市中京区西ノ京内畑町34番地 二条自動車教習所 |
| 学校法人京都府自動車学校 京都市上京区衣棚通水上る御霊町63番地 山 仲 修 矢 | (5) 法第94条第2項の規定による仮運転免許証の再交付申請の受理に係る事務 | 京都市伏見区竹田流池町121番地 京都府自動車学校 |
| 株式会社福知山自動車学校 福知山市字土師60番地 蘆 田 光 | (6) 法第97条第1項の規定による仮運転免許試験の実施（結果の判定を除く。）に係る事務 | 福知山市字土師60番地 京都府福知山自動車学校 |
| 株式会社デルタ自動車教習所 京都市右京区西院安塚町6番地 白 井 庸 浩 | (7) 法第97条の2第1項第3号イ若しくはロ、第101条の4第2項又は第101条の7第3項の規定による認知機能検査の実施（結果の判定を除く。）に係る事務 | 京都市右京区西院安塚町6番地 デルタ自動車四條教習所 |
| 一般財団法人舞鶴交通安全協会 舞鶴市字上安小字向イ山688番地 畑 東海男 | (8) 法第97条の2第1項第3号イ若しくはハ又は第101条の4第3項の規定による運転技能検査の実施に係る事務 | 舞鶴市字上安小字向イ山688番地 京都府舞鶴自動車学校 |
| 有限会社京都府峰山自動車学校 京丹後市峰山町荒山738番地 由 利 安樹子 | | 京丹後市峰山町荒山738番地 京都府峰山自動車学校 |
| 株式会社宝池自動車教習所 京都市左京区松ヶ崎芝本町1番地 太 田 嘉 樹 | | 京都市左京区松ヶ崎芝本町1番地 宝池自動車教習所 |
| 丹後自動車振興株式会社 与謝郡与謝野町字弓木1459番地 中 村 俊 幸 | | 与謝郡与謝野町字弓木1459番地の1 岩滝自動車教習所 |
| 株式会社綾部自動車学校 福知山市字土師60番地 蘆 田 光 | | 京丹後市網野町下岡522番地 網野自動車教習所 |
| | | 綾部市岡町59番地 綾部自動車学校 |

| | |
|---|--------------------------------|
| 株式会社山城自動車教習所 綴喜郡井手町大字多賀小字西北河原49番地 中 田 隆 司 | 綴喜郡井手町大字多賀小字西北河原49番地 山城自動車教習所 |
| 株式会社大久保自動車教習所 宇治市大久保町北ノ山20番地 白 井 龍 三 | 京田辺市普賢寺中島4番地の9 山城田辺自動車学校 |
| 株式会社山科自動車教習所 京都市伏見区日野奥出56番地 中 山 耕 一 | 宇治市大久保町北ノ山20番地 大久保自動車教習所 |
| 株式会社近畿安全自動車学校 京都市右京区西院西貝川町72番地 山 田 史 織 | 京都市伏見区日野奥出56番地 山科自動車教習所 |
| 株式会社ニュードライバー教習所 京都市南区吉祥院向田西町12番地 亀 川 幹 弘 | 京都市右京区西院西貝川町72番地 近畿安全自動車学校 |
| 株式会社園部安全自動車学校 福知山市字内記51番地 蘆 田 主 樹 | 京都市南区吉祥院向田西町12番地 ニュードライバー教習所 |
| 陸上自衛隊第102施設器材隊 宇治市広野町風呂垣外1番地の1 櫻 井 政 友 | 南丹市八木町室河原大見谷48番地 園部安全自動車学校 |
| | 亀岡市宮前町猪倉椿原17番地 京都湯の花自動車学校 |
| | 宇治市広野町風呂垣外1番地の1 陸上自衛隊大久保自動車教習所 |

2 平成10年京都府公安委員会告示第96号の一部を次のように改正する。
表を次のように改める。

| 名 称 | 所 在 地 |
|-----------------|--------------------|
| 光 悦 自 動 車 教 習 所 | 京都市北区大宮玄塚南町25番地の18 |
| 長 岡 自 動 車 教 習 所 | 長岡京市開田4丁目6番16号 |
| 太 秦 自 動 車 教 習 所 | 京都市右京区常盤東ノ町26番地 |
| 二 条 自 動 車 教 習 所 | 京都市中京区西ノ京内畑町34番地 |

3 平成20年京都府公安委員会告示第22号の一部を次のように改正する。

表中 「第2号 「安全運転スクール」 二輪・原付車課程」 を 「第2号 「安全運転スクール」 二輪・原付車課程」 に、「株式会社太秦自動車教習所」を「株式会社勝英自動車学校」に、「京都市右京区常盤東ノ町26番地」を「東京都豊島区南大塚三丁目46番3号」に、「河合謙一郎」を「吉村武司」に、

| | | | | | |
|-------|------------|---|-------|------------|----------------|
| 第 2 号 | ペーパーライダー教育 | を | 第 2 号 | ペーパーライダー教育 | に、「株式会社伏見デルタテク |
| | | | 第 3 号 | 高齢者講習同等教育 | |

ニカルセンター」を「株式会社伏見デルタ」に改める。

4 平成26年京都府公安委員会告示第47号の一部を次のように改正する。

2の(1)のク中「京都府個人情報保護条例（平成8年京都府条例第1号）第10条第2項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第23条」に改める。

5 平成26年京都府公安委員会告示第48号の一部を次のように改正する。

2の(1)のオ中「京都府個人情報保護条例（平成8年京都府条例第1号）第10条第2項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第23条」に改める。

6 令和4年京都府公安委員会告示第163号の一部を次のように改正する。

| | | | | | | | | |
|----|------------------|-----------------------------|-------|----------|-----------------------------|-------|----------------|---|
| 表中 | 株式会社 宝池自動車教習所 | 京都市左 京区松ヶ 崎芝本町 1番地 | 太田 嘉樹 | 宝池自動車教習所 | 京都市左 京区松ヶ 崎芝本町 1番地 | 第 1 号 | 認知機能検査同等 方法 | を |
| | | | | | | 第 2 号 | 運転技能検査同等 方法 | |

| | | | | | | | |
|------------------|---------------------------------|-------|----------|---------------------------------|-------|----------------|----|
| 株式会社 宝池自動車教習所 | 京都市左 京区松ヶ 崎芝本町 1番地 | 太田 嘉樹 | 宝池自動車教習所 | 京都市左 京区松ヶ 崎芝本町 1番地 | 第 1 号 | 認知機能検査同等 方法 | に、 |
| | | | | | 第 2 号 | 運転技能検査同等 方法 | |
| 株式会社 長岡自動車教習所 | 長岡京市 開田 4 丁 目 6 番 16 号 | 稲生 隆司 | 長岡自動車教習所 | 長岡京市 開田 4 丁 目 6 番 16 号 | 第 1 号 | 認知機能検査同等 方法 | |
| | | | | | 第 2 号 | 運転技能検査同等 方法 | |

| | | | | | | | |
|-------------------------|------------------------------|-------|-----------------|------------------------------|-------|----------------|---|
| 株式会社 ニュードライバー 教習所 | 京都市南 区吉祥院 向田西町 12番地 | 亀川 幹弘 | ニュードライバー 教習所 | 京都市南 区吉祥院 向田西町 12番地 | 第 1 号 | 認知機能検査同等 方法 | を |
| | | | | | 第 2 号 | 運転技能検査同等 方法 | |

| | | | | | | | |
|-------------------------|------------------------------|-------|-----------------|------------------------------|-------|----------------|-------|
| 株式会社 ニュードライバー 教習所 | 京都市南 区吉祥院 向田西町 12番地 | 亀川 幹弘 | ニュードライバー 教習所 | 京都市南 区吉祥院 向田西町 12番地 | 第 1 号 | 認知機能検査同等 方法 | に改める。 |
| | | | | | 第 2 号 | 運転技能検査同等 方法 | |
| 株式会社 二条自動車教習所 | 京都市中 京区西ノ 京内畑町 34番地 | 西田 康郎 | 二条自動車教習所 | 京都市中 京区西ノ 京内畑町 34番地 | 第 1 号 | 認知機能検査同等 方法 | |
| | | | | | 第 2 号 | 運転技能検査同等 方法 | |



京都府公安委員会告示第153号

昭和55年京都府公安委員会告示第71号は、廃止する。

令和6年8月30日

京都府公安委員会

委員長 増 田 壽 幸